

磐田市雇用対策協定

磐田市（以下「市」という。）と静岡労働局（以下「労働局」という。）は、市の産業の発展と、若者、女性、障がい者等就労を希望するすべての人の雇用・労働環境の整備に連携して取り組むため、以下のとおり「磐田市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市が行う雇用創出、就労支援その他の雇用に関する施策と、労働局における職業紹介、雇用保険、企業指導その他の雇用に関する施策について、それぞれの役割分担を踏まえつつ、円滑かつ効果的、一体的に実施していくための連携・協力の内容などを定め、市の雇用対策に強力に取り組むことを目的とする。

（事業内容等）

第2条 市及び労働局は、前条に定める目的を達成するため、毎年度、事業計画を策定する。

（雇用対策協定運営協議会の設置）

第3条 前条の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況の把握、評価等を行うため、市及び労働局は「雇用対策協定運営協議会」を設置する。

（要請等）

第4条 市及び労働局は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 市及び労働局は、前項の要請に対して、誠実かつ速やかに対応するものとする。

（秘密保持）

第5条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、市及び労働局が相互に提供する情報については、互いに秘密を保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りでない。

（その他）

第6条 この協定に定めがない事項が生じたとき又はこの協定の内容に定める事項を変更しようとするときは、市及び労働局は誠意をもって協議し、決定するものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

平成30年 7月13日

磐 田 市 長

静 岡 労 働 局 長

渡 部 修
高 森 洋 志

磐田市雇用対策協定運営協議会設置要領

(目的)

第1条 磐田市雇用対策協定に基づく取組について、磐田市及び静岡労働局が連携し、雇用対策に関する施策等を効果的に実施するため、磐田市雇用対策協定運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(構成員)

第2条 協議会の構成員は、次に掲げる者とする。ただし、構成員が協議会に参加できない場合は、当該構成員が指名する者の出席により当該構成員の出席に代えることができるものとする。

- (1) 磐田市経済産業部長
- (2) 磐田市経済産業部産業政策課長
- (3) 磐田市健康福祉部福祉相談課長
- (4) 磐田市こども部こども若者家庭センターひと・ほんの庭 にこっと館長
- (5) 静岡労働局職業安定部関係課長
- (6) 磐田公共職業安定所長

(協議事項)

第3条 協議会においては、以下の事項について協議を行う。

- (1) 事業計画の策定に関すること
- (2) 事業計画の評価に関すること
- (3) 磐田市及び静岡労働局からの要請事項に関すること
- (4) その他事業の運営に必要な事項

(協議会)

第4条 協議会は、毎年度1回以上開催する。

2 協議会の会長は磐田市経済産業部長とし、副会長は磐田公共職業安定所長とする。

3 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

4 協議会は、必要に応じて外部有識者や静岡労働局雇用環境・均等室長、磐田労働基準監督署長等構成員以外の者の出席及び意見を求めることができるものとする。

(秘密の保持)

第5条 協議会の構成員及び協議会に参加したものは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、磐田市経済産業部経済観光課に置く。

附 則

この要領は、平成30年 7月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年度

磐田市雇用対策協定に基づく事業計画

磐 田 市

静岡労働局

目 次

第1 趣旨

第2 雇用施策の柱

1 若者の就労支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2 女性の就労機会の創出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

3 障がい者の雇用対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

4 外国人材の就労支援及び活躍推進の検討・・・・・・・・・・・・ 4

第3 取組に関する数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第1 趣旨

磐田市（以下「市」という。）と静岡労働局（以下「労働局」という。）は、市の産業の発展と、若者、女性、障がい者、外国人材等就労を希望するすべての人の雇用・労働環境の整備に連携して取り組むため、平成30年7月13日「磐田市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結した。

この協定に基づき、市、労働局及び磐田公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）は、市が行う雇用創出、就労支援、その他の雇用に関する施策と、労働局及びハローワークが行う職業紹介、雇用保険、企業指導、その他の雇用に関する施策とが、それぞれの役割分担を踏まえつつ、円滑かつ効果的、一体的に推進されるよう、「磐田市雇用対策協定に基づく事業計画」をまとめ、各施策に対する互いの理解を深めることとする。

第2 雇用施策の柱

1 若者の就労支援

本市においては、大学進学等をきっかけとする若者の市外への転出が非常に多く、大学生等に対する市内企業へのU I Jターン就職の促進が重要となっている。

そのため、高校生の段階においても卒業後の就職及び将来的なUターン就職を見据え、市内企業との交流等を通して、地元就職への関心を高める取り組みが必要である。

さらに、少子高齢化・人口減少をはじめ、デジタル化の進展といった社会情勢の変化により、就職活動の早期化やマッチングの方法も多様化し、新卒者の離職率が高止まりしている等、様々な状況に応じた支援が求められている。

上記を踏まえ、市は労働局と連携し、若者に対する就職支援として、市内企業に関する情報提供の充実、就職面接会等のマッチング機会を創出する。

(1) 大学生等の就職支援

《市が実施する業務》

○静岡県、近隣市、商工会議所、商工会及び中京圏・関東圏・関西圏の大学等と連携し、大学生等と市内企業とのマッチング機会を創出するため、業界・企業研究会の開催やインターンシップ情報の提供を行うとともに、デジタル技術の活用や対面による説明会の開催、情報発信の強化を図る。また、市内企業の若手社員で構成する「いわた就活サポーター」との交流機会を提供し、市内企業の認知度向上及び人材確保に繋げる。

さらに、本市を始めとする静岡県西部地域で働くことの魅力を発信するなど、大学生等に対する「U I Jターン就職・地元定着促進事業」を実施し、

就職を支援する。

《労働局が実施する業務》

- ハローワークが持つ市内企業の求人情報を市や大学に情報提供する。
- 新規大学等卒業予定者に対し、就職支援ナビゲーターによる個別就職支援や求人開拓を実施する。

(2) 高校生の就職支援

《市と労働局が連携して実施する業務》

- ハローワークや袋井市、商工会議所及び商工会と連携し、県西部地域の高校生を対象に、地元企業の魅力や地元で働くことの良さを伝え、地元への定着を促すための合同企業説明会を行う。

《市が実施する業務》

- 市内企業の多くが高卒者の採用を希望していることを踏まえ、市内企業等との交流授業の開催や講師派遣事業を実施するとともに、市内企業のインターンシップ情報の提供等を行い、地元企業を知ってもらう機会の確保に努める。

《労働局が実施する業務》

- 地元企業の人材確保並びに就職希望生徒の就職活動が円滑に行われるようにするため、企業の人事担当者と高等学校の就職指導担当教諭との情報交換会を開催する。
- 新規高校卒業予定者に対し、就職支援ナビゲーターによる個別就職支援や求人開拓を実施する。
- 市内の高等学校において、学年問わずに職業講話を実施する。
- 就職未内定者を対象に「高校生 JOB フェア」を開催する。
- 自治体および労働局が行う就職面接会等のイベント情報をそれぞれの SNS 等で情報発信する。

(3) 離職者及び若者就労困難者等の就労支援

《市と労働局が連携して実施する業務》

- 就職後のミスマッチ解消や企業の人材確保を支援するため、転職や再就職を希望する者、または「しずおか就職総合支援センター」や「地域若者サポートステーション」等の支援を受け就職活動をしている者などを対象に、労働局やハローワークの協力を得ながら市内企業との転職や再就職に関する就職面接会等を開催する。

《市が実施する業務》

- 若者就労困難者支援を目的に、若者就労支援サポーター養成研修及び若者就労支援セミナーを開催する。

2 女性の就労機会の創出

労働局と連携して、女性の多様な働き方を支援し、働きやすい就業形態の環境整備をするため、結婚・出産・子育てなどにより、やむを得ず離職等をした方への職業相談や求人情報の提供等、きめ細やかな支援を行う。

(1) 子育て世代の就労支援

《市と労働局が連携して実施する業務》

- 「ひと・ほんの庭 にこっと」を拠点とし、市は子育て支援サービス等に関する情報提供や女性の就労応援セミナーを行い、労働局は職業相談及び仕事と子育ての両立支援等に取り組む企業や再就職セミナー等の情報提供を行う。

《労働局が実施する業務》

- 子育て中の方の就職希望条件等のニーズに沿った「仕事と子育ての両立しやすい求人」の開拓を実施するとともに、職業相談・紹介を行う。
- 就職に関し問題を抱えている方に対しては、就職支援ナビゲーターによる個別支援へと誘導し、担当者制による一貫した支援を行う。

(2) パートタイムでの就労を望む方への支援

《市と労働局が連携して実施する業務》

- 勤務時間や休日が選べるなど、多様な働き方の支援として、パートタイマー就職相談面接会を開催し、ワークライフバランスに配慮した企業の求人情報等の提供及びハローワーク相談コーナーで職業相談を行う。

3 障がい者の雇用対策の推進

一般事業主の法定雇用率の引上げ（令和8年7月に2.7%）及び除外率の引下げ（令和7年4月に一律に10P引下げ）を踏まえ、労働局と連携して、市内企業への雇用率の達成に向けた啓発活動の推進や障がいを有する求職者とのマッチング機会の創出に努める。

(1) 障がい者雇用推進のための企業支援

《市が実施する業務》

- 企業の経営者や人事担当者の理解を深めるとともに障がい者支援機関との情報交換の場を提供するセミナーを実施する。

《労働局が実施する業務》

- 障害者雇用率達成のための企業訪問を実施するとともに、各種助成金の周知及び障がい者専用求人の開拓を行う。
- 障がい者雇用に関する理解を深めてもらうため、「精神・発達障害者しごと

「サポーター養成講座」等のセミナーを実施する。

(2) 障がい者を有する求職者への就労支援

《市が実施する業務》

- 障がい者等就労支援窓口での相談を通じて就労支援機関と連携しながら、重層的支援を行い、障がい者等の就労を実現する。

《市と労働局が連携して実施する業務》

- 障がい者就職面接会を開催し、障がい者を有する求職者と市内及び市内近郊に就業場所がある企業をつなぐ機会を創出する。

《労働局が実施する業務》

- 障がい者の特性やニーズを把握し、職業相談・紹介を行うとともに、就職後の職場定着支援を行う。

4 外国人材の就労支援及び活躍推進の検討

市と労働局は連携して、外国人雇用企業に対して雇用・労働条件に係るルールについての周知・啓発を行うなど、外国人市民の雇用安定・適正雇用の確保に向けた環境整備に取り組む。

(1) 外国人材活躍推進のための企業支援

《市と労働局が連携して実施する業務》

- 外国人材の就労に関する情報共有及び意見交換を行うとともに、事業主に対し関係機関と連携して周知・啓発等を行う。

《市が実施する業務》

- 「磐田市における外国人材活躍推進の検討に係る相互協力及び連携協定」に基づき、外国人雇用におけるセミナーを開催する。

- 磐田市の姉妹都市であるフィリピン共和国ダグパン市との連携を強化し、外国人材が働きやすいまちづくりを推進する。

《労働局が実施する業務》

- 外国人を雇用する企業に対し、外国人雇用管理アドバイザーを活用して雇用管理に関する専門的な相談・援助を行う。

(2) 外国人求職者の就労支援

《市と労働局が連携して実施する業務》

- 磐田外国人総合相談コーナーを設置（ポルトガル語の通訳配置）し、外国人求職者に対して職業相談・紹介を実施するとともに、生活相談等についてもワンストップで実施する。

《労働局が実施する業務》

- 外国人雇用サービスコーナーを設置（ポルトガル語、英語、ベトナム語の通訳配置）し、外国人求職者に対して職業相談・紹介及び雇用保険受給に係る支援を実施する。
- ポルトガル語による外国人就職支援セミナーを開催し、主に日系外国人求職者の早期再就職支援を実施する。
- 外国人就労・定着支援研修（日本語講習）を開催し、定住外国人等に対して日本語や日本の職場習慣などの学習機会を提供する。

第3 取組に関する数値目標（令和8年度）

1 若者の就労支援

- ・U I J ターン就職・地元定着促進事業による市内企業への就職者数 50 人
- ・高校生を対象とした合同企業説明会、市内企業等との交流授業等の開催 各1回
- ・高校生向けインターンシップ事業のマッチング件数 5 件
- ・転職や再就職に関する就職面接会等の開催 年3回
- ・若者就労支援サポーター養成研修、若者就労支援セミナーの開催 各1回

2 女性の就労機会の創出

- ・「ひと・ほんの庭 にこっと」での相談者数（延べ人数） 220 人
- ・「ひと・ほんの庭 にこっと」での再就職応援セミナーの開催 ※月1回 年12回
- ・女性の就労応援セミナーの開催 年1回
- ・パートタイマー就職相談面接会の開催 年4回

3 障がい者の雇用対策の推進

- ・障がい者就労支援セミナーの開催 年1回
- ・障がい者就職面接会の開催 年2回
- ・障がい者就職面接会での相談者数（延べ人数） 100 人

4 外国人材の就労支援及び活躍推進の検討

- ・外国人雇用におけるセミナーの開催 年1回
- ・磐田外国人総合相談コーナーの相談人数 500 人

令和8年度 磐田市雇用対策協定に基づく事業計画概要書

— 静岡労働局 —

<連携して取り組む主な雇用施策>

— 磐田市 —

- 求人情報を市や大学・高校に提供
- 学生・生徒に対し、ハローワークによる個別支援や求人開拓を実施
- 企業の人事担当者と高校の就職指導担当教諭との情報交換会を開催
- 就職支援ナビゲーターによる個別支援
- 高校生を対象に職業講話を開催
- 就職未内定者を対象に「高校生JOBフェア」を開催

若者の就労支援

- ◆大学生等の就職支援
- ◆高校生の就職支援
- ◆離職者や若者就労困難者等の就労支援

<目標>

- UIターン就職・地元定着促進事業による市内企業への就職者数 50人
- 高校生を対象に合同企業説明会、市内企業等との交流授業等の開催 各1回
- 高校生向けインターンシップ事業のマッチング件数 5件
- 転職や再就職に関する就職面接会等の開催 年3回
- 若者就労支援サポーター養成研修、若者就労支援セミナーの開催 各1回

- 大学生等を対象に業界・企業研究会や合同就職面接会の開催、インターンシップ情報を提供、いわた就活サポーターとの交流機会の拡充
- 高校生を対象に合同企業説明会、市内企業等との交流授業、インターンシップ事業を実施
- 離職者・若者就労困難者等を対象に転職や再就職に関する就職面接会等を開催
- 若者就労困難者を対象に、若者就労支援サポーター養成研修及び若者就労支援セミナーを開催

- 「ひと・ほんの庭にこっと」での職業相談
- 子育て中の方の就職希望条件等のニーズに沿った職業相談・紹介
- 仕事と子育てを両立しやすい求人の確保
- 就職支援ナビゲーターによる個別支援
- 再就職のための各種セミナー等の情報提供
- パート求人情報の提供
- LINE等SNSを活用した情報発信

女性の就労機会の創出

- ◆子育て世代の就労支援
- ◆パートタイムでの就労を望む方への支援

<目標>

- 「ひと・ほんの庭にこっと」での相談者数(延べ人数) 220人
- 「ひと・ほんの庭にこっと」での再就職応援セミナーの開催 年12回
- 女性の就労応援セミナーの開催 年1回
- パートタイマー就職相談面接会の開催 年4回

- 「ひと・ほんの庭にこっと」を拠点として、子育て支援サービス等に関する情報を提供
- 女性の就労応援セミナーを開催
- パートタイマー就職相談面接会を開催

- 障害者法定雇用率達成のための企業訪問
- 障がい者雇用に関する助成金の周知
- 障がい者専用求人の開拓
- 障がい者雇用に関するセミナーを開催
- 障がい者就職面接会に合わせ、企業及び求職者への周知
- 障がい者への職業相談や職場定着支援

障がい者の雇用対策の推進

- ◆障がい者雇用推進のための企業支援
- ◆障がい者を有する求職者への就労支援

<目標>

- 障がい者就労支援セミナーの開催 年1回
- 障がい者就職面接会の開催 年2回
- 障がい者就職面接会での相談者数(延べ人数)100人

- 市内企業の障害者法定雇用率の達成に向け、啓発活動の推進
- 障がい者就労支援セミナーを開催
- 障がい者就職面接会を開催

- 外国人雇用企業の雇用管理指導
- 外国人雇用サービスコーナーの設置
- ポルトガル語による外国人就職支援セミナーの開催
- 外国人就労・定着支援研修(日本語講習)の開催

外国人材の就労支援及び活躍推進の検討

- ◆外国人材活躍推進のための企業支援
- ◆外国人求職者の就労支援

<目標>

- 外国人材就労支援セミナーの開催 年1回
- 磐田外国人総合相談コーナーの相談人数 500人

- 外国人雇用におけるセミナーを関係機関と連携して開催
- 外国人就労者も安心して暮らすことができるまちづくりの推進
- 姉妹都市との連携強化による産業人材交流の推進